

入札説明書

宮崎県が行う宮崎県議会タブレット端末等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 13 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和4年5月23日（月）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 仕様書による。
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年7月29日（金）午後5時まで
- (4) 契約期間 契約締結日から令和9年7月31日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札書は、別記様式第2号を利用することとし、入札金額は、賃貸借料等の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス(役務の提供)に関する業務で、種目が賃貸業務又は電算業務である者。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置・設定できると認められるものであること者。
- エ 借入物品について、保守、修理、交換、研修等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者。
- オ 宮崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- ク この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- ケ 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1項に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(様式第1号)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (3) 上記(2)の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について
- ア 提出場所
宮崎県議会事務局総務課総務担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7215
- イ 提出期限
令和4年6月6日(月) 午後5時
(土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- ウ 提出方法
持参又は送付(送付にあつては、書留郵便に限る。)
- エ 事前審査の実施
入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合がある。
- 審査期間 令和4年6月7日(火)から令和4年6月8日(水)まで

オ 事前審査結果の通知

審査終了後から入札前日までの間に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県議会事務局総務課総務担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7215
- (2) 期間 令和4年5月23日(月)から令和4年6月10日(金)まで
(土曜日、日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県議会事務局総務課総務担当
- (2) 期間 令和4年5月23日(月)から令和4年6月10日(金)まで
(土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和4年6月10日(金)午後5時まで受け付ける。

なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したのものに関しては、ホームページで通知する。

8 入札と開札

- (1) 入札に参加する者は、別記様式第2号による入札書を持参により提出しなければならない。
- (2) 入札と開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和4年6月13日(月) 午前10時から
 - イ 場所 〒880-8502 宮崎市橘通東2丁目10番1号
第2委員会室(宮崎県議会棟3階)
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別記様式第3号による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期又は取り消す。
- (7) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。

9 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は2回を限度とする。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去2箇年度の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。）

11 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

13 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県議会事務局総務課総務担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7215